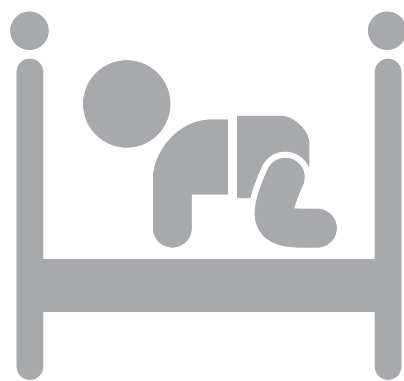


# 民生費



## 障害者(児)を支援する事業



### 障害者の自立支援（障害者自立支援法関係） 9,925万円

(担当：保健福祉課社会福祉係)

障害の種類（身体障害、知的障害、精神障害）にかかわらず、障害のある人が日常生活を送るために必要なサービスを利用できるよう、制度に関する情報提供をはじめ、障害区分の認定や総合的な自立支援システムにより一元的にサービスを提供します。

#### 【総合的な自立支援システム】

#### 1 自立支援給付

- |   |   |
|---|---|
| ①介護給付（介護の支援）<br>居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所、施設入所支援、生活介護など | ③自立支援医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）                 |
| ②訓練等給付（訓練等の支援）<br>自立訓練、共同生活援助（グループホーム）など        | ④補装具<br>身体障害者（児）の自立更生に必要な義肢類、装具類及び車いすの交付等 |

#### 2 地域生活支援事業

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ①相談支援（オアシス等）   | ⑤コミュニケーション支援（手話通訳者等の派遣） |
| ②移動支援（外出送迎支援）  | ⑥生活サポート（介護の支援）          |
| ③日常生活用具の給付又は貸与 | ⑦地域活動支援センター（共同作業所）      |
| ④日中一時支援（タイムケア） |                         |

#### 経費の内容

- ◇自立支援給付・地域生活支援事業（扶助費） 9,321万円  
介護給付、訓練等給付、自立支援医療、地域生活支援の一部で扶助費関係事業です。  
（自立支援扶助、補装具、日常生活用具、日中一時支援、移動支援）
- ◇地域活動支援センター（共同作業訓練事業） 531万円  
就労することが困難な在宅の障害者等を対象に、原村老人憩の家2階を拠点に作業訓練や生活指導等を行います。  
【対象者】 企業等へ就労することが困難な15歳以上の身体障害者（児）、知的障害者（児）等
- ◇コミュニケーション事業 3万円  
手話通訳士、手話通訳者、及び手話奉仕員又は要約筆記者を派遣します。
- ◇生活サポート事業 70万円  
日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を提供します。  
【対象者】 在宅の障害者等で、かつ介護給付支給決定を受ける前の方で、生活に支障を来す恐れのある方をサポートします。

### 配食サービス事業 78万円

(担当：保健福祉課社会福祉係)

調理が困難な障害者に昼食を配達し、あわせて利用者の安否確認を行います。

【対象者】 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人

### 障害児学童クラブ事業 99万円

(担当：保健福祉課社会福祉係)

昼間、保護者が就労等により家庭にいない諏訪養護学校に通う児童及び生徒に放課後の生活や遊びの場を与えて、健全な育成を図ります。（茅野市及び富士見町と共同実施）

### 障害者住宅改良促進事業補助金 70万円

(担当：保健福祉課社会福祉係)

身体障害者及び介護者の負担軽減を図るために、障害程度に応じて浴槽、便所、台所等の改善に要する費用の一部を助成します。

【対象者】 65歳未満で身体障害者手帳1級～6級をお持ちの人で、前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する人

## 障害者(児)を支援する事業

### 生きがいデイサービス事業(障害者) 110万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

社会福祉施設等への障害者のデイサービス事業(単独事業で介護保険事業に準ずる)

【対象者】

- ・障害者でデイサービスを必用としている人。

### 障害者等通所通園事業補助金 24万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

社会福祉施設等への通所通園に要する交通費の一部を助成します。

【対象者】

- ・県内外の心身障害児通園施設に通園する児童及び付添人
- ・本村及び隣接市町の障害者等共同作業所及び村長が認めた社会福祉施設に通所している人
- ・県内の心身障害児(者)施設に入所している人及び介護者

### 重度心身障害者等タクシー利用助成 26万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

通常の交通機関を利用することが困難な在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、月5回を上限に料金の一部を助成します。

【対象者】

- ・身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの人
- ・知的障害者 療育手帳A1又はA2をお持ちの人
- ・精神障害者 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの人

### 障害者医療費特別給付金 1,943万円

(担当:保健福祉課医療給付係)

原村に住所を有し、次に該当する人に対して、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

【対象者】

- ・身体障害者手帳3級以上に該当する人
- ・療育手帳B1以上に該当する人
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上に該当する人
- ・特定疾患治療研究事業実施要綱第5の規定の対象となる人
- ・ウィルス肝炎医療費給付実施要綱第3の規定の対象となる人
- ・自立支援医療(更生医療)支給認定実施要綱第2の規定の対象となる人
- ・自立支援医療(育成医療)支給決定実施要綱第2の規定の対象となる人

### 諏訪地域障害者自立支援センター運営費負担金 145万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

このセンター(オアシス)は、諏訪地域6市町村内の障害者の相談に応じたり、自立のための各種講座の開講、自立支援事業を行っていますが、センター運営のための原村分の負担金です。3障害の相談はもとより就労支援について広域対応します。

各専門コーディネーターはじめ支援ワーカー、アドバイザーによる支援をします。

### 重度心身障害者福祉年金 168万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

家庭で重度の心身障害者を介護している人に福祉年金(介護慰労金)を支給します。

### 原村補装具特別給付金 18万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

医療費特別給付金と同様な制度で、国の基準額に基づく補装具費用の10%、又は障害者自立支援法施行令第17条第1項に規定する負担上限月額について、支給申請すれば後日給付します。



## 障害者(児)を支援する事業

### 福祉サービスに係る自立支援給付の体系

#### <<旧サービス>>

(居宅サービス)	(施設サービス)	
①ホームヘルプ(身・知・児・精)	①重症心身障害児施設(児)	⑤福祉工場(身・知・精)
②デイサービス(身・知・児・精)	②療護施設(身)	⑥通勤寮(知)
③ショートステイ(身・知・児・精)	③更生施設(身・知)	⑦福祉ホーム(身・知・精)
④グループホーム(知・精)	④授産施設(身・知・精)	⑧生活訓練施設(精)

#### <<新サービス>>

平成18年10月から新しい制度へ移行になりました。事業所等も含め完全移行は平成23年度になります。(5年間は新旧併用のサービス)

#### (介護給付)

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を、また創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援(夜間ケア等)	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

#### (訓練等給付)

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### (地域生活支援事業)原村の事業

相談支援	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者を対象に専門的な相談支援を行います。(オアシス等)
コミュニケーション支援	手話通訳士、手話通訳者及び手話奉仕員又は要約筆記者を派遣します。
日常生活用具給付等	日常生活上の便宜を図るため障害者等に用具の給付又は貸与します。
移動支援	社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。(共同作業所)
日中一時支援	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。(タイムケア)
生活サポート	介護給付支給決定者以外の者について、日常生活に関する支援・家事に対する必要な支援を行ないます。

## 地域福祉を推進する取り組み

### 民生児童委員(原村福祉員)活動費 400万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

民生児童委員(原村福祉委員)が、生活にお困りの人をはじめ、児童、高齢者、障害者、母子・父子家庭の人などの相談に応じるための活動費等を交付しています。

任期は3年でH22年11月末までです。

#### 主な経費

原村福祉委員報酬(21人)	219万円
民生委員推薦会委員報酬(13人)	9万円
民生児童委員交付金	135万円

### 原村地域福祉計画の推進 19万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

原村地域福祉計画推進協議会により、地域や関係機関と連携を図りながら計画の推進・検証を図ります。

#### 【計画の概要】

- ・計画期間  
全体計画5年の内平成21～23年度までの後期3ヶ年の見直しに基づく計画の推進
- ・基本理念  
“ありがとう”“お互いさま”地域で支え合う福祉の村づくり
- ・広報  
インターネット紹介

### 原村障害者福祉計画の推進 9万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

原村地域福祉計画推進協議会により、地域や関係機関と連携を図りながら計画の推進・検証を図ります。

#### 【計画の概要】

- ・計画期間  
第2期障害者福祉計画(平成21～23年度)までの3箇年度の事業推進。(第1期は平成18～20年)
- ・基本理念  
“障害の有無に分け隔てなく共に理解し支え合う自立と社会参加のむら 原村”
- ・広報  
インターネット紹介

### 原村戦没者追悼式の開催 20万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

戦争によって亡くなられた戦没者に追悼の意を表し、恒久平和への誓いを新たにするため、戦没者追悼式を開催します。

### 国民健康保険事業勘定特別会計繰出金 6,726万円

(担当:保健福祉課社会福祉係・医療給付係)

原村国民健康保険の安定的な運営と健康づくり事業等を推進するために、村が負担すべき額を特別会計に支出します。

### 諏訪広域連合負担金 368万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

諏訪広域連合が設置・運営している「救護施設 ハケ岳寮」運営のための原村分の負担金です。

### 世帯主医療費特別給付金 530万円

(担当:保健福祉課医療給付係)

原村に住所を有し、医療費及び療養費が高額療養費の支給基準を超えた世帯主に対して、申請により高額療養費の自己負担額を支給します。

### 地域福祉活動推進事業補助金 407万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

社会福祉法人原村社会福祉協議会が地域福祉活動を推進するための費用を補助します。(各地区の住民災害時支え合いマップの作成・協力、いきいきサロン、障害者・一人暮らし老人等に対する地域援助・協力等)

### 社会福祉協議会運営費補助 305万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

社会福祉協議会の運営のための補助

### 障害者余暇活動、一日父親(母親)事業補助 20万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

障害者の希望の旅事業と母子父子家庭のレクリエーション事業を実施している社会福祉協議会への事業費補助



## お年寄りに優しい村づくり

**老人医療費特別給付金 7,493万円**

(担当:保健福祉課医療給付係)

原村に住所を有している65歳以上の高齢者を対象に、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

**老人保健特別会計繰出金 4万円**

(担当:保健福祉課医療給付係)

後期高齢者医療制度施行以前の高齢者の医療費の給付に対して、村が負担すべき額を特別会計に支出します。

**後期高齢者医療特別会計繰出金 1,796万円**

(担当:保健福祉課医療給付係)

後期高齢者医療保険の安定的な運営を推進するために、村が負担すべき額を特別会計に支出します。

**高齢者等の生活支援事業 1,187万円**

(担当:保健福祉課健康づくり係)

- ◇ヘルパー派遣事業委託料 195万円  
ホームヘルパーによる生活援助、身体介護をおこないます。
- ◇ふれあい訪問事業委託料 127万円  
一人暮らし高齢者を対象に、ホームヘルパーによる安否確認をおこないます。
- ◇生きがい対応型デイサービス事業委託料 90万円  
介護認定で「自立」と認定された方で、デイサービスが必要と認められる方及び「要支援・要介護」の認定を受けた方でサービスが不足すると認められた方に対し、介護保険とは別にデイサービスを利用し、日常生活訓練や交流の場を提供します。
- ◇夜間一時預かり事業委託料 5万円  
介護者が病気等により介護できない状況になった時、2泊3日を限度としてデイサービスセンターで一時預かりをします。
- ◇緊急通報装置貸し出し事業 78万円  
虚弱な一人暮らし高齢者の方に緊急通報装置を貸与して、24時間監視システムにより緊急事態に対応します。
- ◇福祉用具貸与事業 75万円  
在宅の高齢者、障害者の方に車椅子、ベッドなどの福祉用具を無償で貸与し、日常生活の便宜を図ります。
- ◇住宅改良促進事業補助金 90万円  
寝たきりや認知症の高齢者の住宅改良に要する費用の一部を助成します。

- ◇福祉輸送サービス事業補助金 508万円  
公共交通機関を利用することが困難な高齢者及び心身障害者のために、福祉輸送サービス事業を実施する事業者に費用を補助します。
- ◇福祉電話基本料金補助事業 1万円  
一人暮らし高齢者、重度障害者の方に福祉電話を貸与し、基本料金の2/3を補助します。
- ◇家族介護者ヘルパー受講支援事業 9万円  
家族を介護している方、又は介護していた方でヘルパー2級、3級の資格を取得する方に3万円を限度に受講料を補助します。
- ◇寝たきり老人オムツ助成事業 1万円  
重度心身障害者福祉年金受給者で、年間6万円以上オムツを購入した家族に1万円を支給いたします。
- ◇老人短期保護事業 8万円  
介護者が病気等により介護できない状況になった時、老人福祉施設等において一時的に保護をいたします。

**その他老人対策事業 545万円**

(担当:保健福祉課社会福祉係)

- ◇老人憩の家の管理 339万円  
毎週、月曜日、水曜日、金曜日、土曜日に老人憩の家を開館し、入浴と休憩室が利用できます。
- ◇シルバー人材センター負担金 206万円  
公益法人に、勤労意欲のある高齢者の就業の機会を確保、提供していただきます。

**老人クラブ育成事業 141万円**

(担当:保健福祉課健康づくり係)

高齢者が仲間づくりの輪を広げながら新しい知識を身につけ、環境美化運動など充実した生活を創造するとともに、生きがいと健康づくりに積極的に取り組んで頂くために、補助金を交付します。

- 単位老人クラブ補助 106万円
- 老人クラブ連合会補助 35万円

**敬老会事業 716万円**

(担当:保健福祉課健康づくり係)

- ◇式典 62万円  
70歳以上のみなさんを招待して、式典・アトラクションをおこない、お楽しみいただきます。
- ◇敬老祝品 95万円  
長寿を祝い、記念品を贈呈します。
- ◇敬老年金 559万円  
満77歳以上のみなさんに、長寿を祝い敬老年金を支給します。

## 老後を賄う国民年金

### 施設入所関係事業 1,077万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

- ◇施設整備借入金利子補給 45万円  
特別養護老人ホームなどの施設整備に係る借入金利子補給金です。
- ◇老人施設入所措置費 1,030万円  
養護老人ホームは、65歳以上の高齢者で、身体上、精神上、環境上の問題があり、かつ経済的に困窮している方で自宅において生活することが困難な方が入所しています。その入所に係る費用について負担します。
- ◇入所判定委員会 2万円  
養護老人ホームへの入所申請者について、入所判定委員会を開催して、措置の要否判定をおこないます。

### 国民年金事務 44万円

(担当:保健福祉課医療給付係)

国民年金事務は、国民年金の加入や異動届、免除申請の受付、年金裁定請求書の提出など国民年金に係る事務を村が窓口となって行っています。

国民年金は、20歳以上の全国民が加入する制度として基礎的な年金給付(基礎年金)を行います。基礎年金の給付に必要な費用は、国民年金加入者全体で公平に負担する考え方を基本にしています。

基礎年金の給付は、国民年金(第1号被保険者)の保険料、厚生年金保険・共済組合(第2号被保険者)の拠出金と国庫負担金で賄われています。

#### 主な経費

情報センター委託料	35万円
その他国民年金に関する経費	9万円

※ この事務を行う費用(職員給与分を含む)として、国から約251万円が交付されます。

## 国民年金からのお知らせ

◎ 平成22年1月より社会保険庁は廃止され、新しい組織として「日本年金機構」が発足しました。

○平成22年度の国民年金保険料は、月額15,100円です。

○20歳になったら国民年金に加入します。

国民年金は、高齢になったときや事故・病気で障害が残ったときなども、安定した生活が送れるよう、みんなで保険料を出し合い、お互いを支えあう制度です。

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての人が

加入します。

○保険料の納付に困ったらご相談ください。  
事情があつて保険料を納められない。そんなとき公的年金には保険料の納付が後払いや免除となる制度があります。

○「特例・免除」と「未納」ではここが違います。

保険料を未納のまま放っておくと、老後の年金だけでなく、万一のときの年金も受けられない場合があります。特例制度や免除制度などを利用して、若い方にもっとも関係ある障害基礎年金も保障されます。

・学生納付特例制度

学生の方で所得が無い場合や少ないことにより、保険料を納めることが困難な時は、国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所まで前年度の所得などを審査し、承認を受けると、承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

・保険料免除制度

所得が少なく、保険料の納付が困難なとき国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所まで前年度の所得などを審査し、承認を受けると、その期間の保険料の全額または一部の納付が免除になります。

所得に応じて「全額免除」・「4分の1納付(4分の3免除)」・「半額納付(半額免除)」・「4分の3納付(4分の1免除)」があります。

・若年者納付猶予制度

30歳未満の人に限り利用できる制度です。

就職が困難あるいは失業などにより収入が少なく、保険料の納付が困難なときは国民年金担当窓口へ申請し、年金事務所まで前年度の所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

◎ **ご注意ください。**

特例期間や免除期間分の年金は減ります。特例や免除により保険料を納めていなかった期間分の老後の年金は減額になります。

特例や免除期間分の保険料は10年以内であれば後から納めることができます。後から納めれば、老後の年金を満額に近づけることができます。ただし、特例や免除の承認を受けた翌々年度を越えて納める場合は、当時の保険料に加算がつかます。

詳しくは、日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

岡谷年金事務所 電話:23-3661

保健福祉課医療給付係 電話:79-7926

## 地域福祉センターの管理

地域福祉センター管理費 1,526万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

当村の保健・医療・福祉の拠点施設である地域福祉センターの維持・管理費用です。

### 主な経費

燃料代	140万円	(灯油ほか)
光熱水費	656万円	(電気料、水道料、下水道料)
修繕費	94万円	(修理、修繕)
施設等保守管理委託料	330万円	(消防設備ほか)
使用料及び賃借料	44万円	(事務機器ほか)
自動車購入費	163万円	(買い替え)

### お知らせ

- 原村地域福祉センターのご案内
  - 1階・・・ 駐車場、電気設備・発電機室、貯水槽室、消防機械室、
  - 2階・・・ 保健福祉課（社会福祉係、健康づくり係）事務室  
診療所、社会福祉協議会事務室、多目的ホール
  - 3階・・・ デイサービスセンター、研修室
- 医療費特別給付金の申請は役場ですが、地域福祉センターでも受け付けます。
- 地域福祉センターの保健福祉課の係及び担当事務は次のとおりです。

担当係	担当事務
社会福祉係	児童福祉、母子・父子等福祉、民生児童委員会 障害者福祉、低所得者、災害・戦没者援護、 地域福祉センター管理、老人憩の家管理 保育所の入退所
健康づくり係	住民健診、予防接種、保健指導、高齢者福祉、介 護保険、診療所、保健センター管理 地域包括支援センター

\* 医療費特別給付金の関係は医療給付係（役場1階）での対応になります。

### <原村地域包括支援センター>

電話 79-7703 または 79-7092  
(原村地域福祉センター内)

- 介護や健康のこと
    - \* 介護保険を利用したい
    - \* 足腰が弱くなった。物忘れをするようになった。
    - \* 今の健康を維持したい。
  - 権利を守ること
    - \* 悪質な訪問販売の被害にあった。
    - \* 財産管理に自信がなくなった。
    - \* 虐待にあっていている人がいる。
  - さまざまな相談事
    - \* 近所の一人暮らしの友人のことが心配。
    - \* 介護保険のサービス事業者に不満があるが言いづらい。
    - \* ケアマネジャーってどんな人？
- などお気軽にご相談ください。



## 介護保険地域支援事業

### 介護予防事業 567万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

高齢者の介護予防と生きがいづくり並びに地域での社会参加を促進するとともに、高齢者ができる限り要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送れるように支援する観点から、介護予防教室等を開催します。

◇特定高齢者把握事業 62万円  
特定高齢者(介護や支援が必要になるおそれのある人)を選定するために、生活機能評価(健診)をおこないます。

◇運動器の機能向上事業 433万円  
高齢者の運動機能の維持改善を図るため、筋力向上トレーニングや体操・ストレッチ等をおこないます。

#### 主な経費

もみの湯介護予防教室 167万円

特定高齢者運動機能向上教室 226万円

介護予防教室(各地区公民館等) 40万円

◇栄養改善事業(食生活改善事業) 26万円  
高齢者及びその家族を対象に、高齢者の低栄養状態の改善、個別相談、集団的栄養指導等をおこないます。

◇口腔機能の向上事業 16万円  
高齢者の摂食、嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防するため、口腔機能の向上のための支援や口腔清掃の指導等をおこないます。

◇訪問型介護予防事業 26万円  
閉じこもり、うつ病、認知症等のおそれがあり通所が困難な特定高齢者に対して保健師が居宅訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し必要な相談支援をします。

◇介護予防普及啓発事業 4万円  
一般高齢者(元気高齢者)を対象に介護予防普及・啓発のための広報、パンフレット等を作成し啓発を図ります。

### 包括的支援事業・任意事業 1,253万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

地域で暮らす高齢の皆さんを介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えるために、地域包括支援センターを地域福祉センター内に設置しています。保健師、社会福祉士が、総合的な相談・支援をおこないます。

#### 主な経費

地域包括支援センター事業運営費 515万円

保健師・看護師等賃金 104万円

介護予防サービスケアプラン作成委託料 180万円

地域包括支援システム管理費 179万円

その他運営費 52万円

◇住宅改良アドバイザー派遣事業 5万円  
高齢者の住宅改良を支援するために、住宅改良アドバイザーを派遣します。

◇介護用品支給事業 120万円  
介護度4・5で住民税非課税世帯または65歳以上のみで構成する世帯の在宅高齢者を介護している家族に対し、年間75,000円を限度に介護用品チケットを支給します。

◇家族介護者交流事業委託料 60万円  
高齢者を介護している家族の心身の疲れを癒し元気回復を図るとともに、介護者相互の交流の機会をつくります。

◇徘徊高齢者家族支援サービス事業 8万円  
認知症などで徘徊する高齢者を抱えている家族に、徘徊探知機購入費を補助します。

◇成年後見制度利用支援事業 20万円  
判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉向上のため、成年後見制度の利用を支援します。

◇家族介護者教室 20万円  
寝たきり高齢者や要介護高齢者を抱える家族等、同じ悩みを持つ家族や経験者との懇談や介護者向けの介護教室をおこないます。

◇介護相談委員派遣事業 37万円  
介護保険利用者の相談を受けるため、介護サービス提供事業者へ相談員を派遣し、利用者の話を聞き相談に応じる一方、事業者のサービスの実態を把握し利用者事業者の橋渡しをしながら、問題の改善や介護サービスの質的向上のために活動しています。

◇配食サービス事業委託料 468万円  
65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に、栄養バランスのとれた昼食を配食するとともに安否確認をします。

### 介護保険関連費 109万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

保険者は諏訪広域連合ですが、住民のみなさまの利便性を考慮し、住民サービスの低下にならないよう申請書類の受け付けや相談をおこないます。

◇介護認定調査 59万円  
介護保険の認定調査をおこないます。

◇情報センタシステム使用料・保守料 50万円

### 諏訪広域連合介護保険関連負担金

7,829万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

諏訪広域連合介護保険特別会計の事務費、保険給付費、地域支援事業費と、諏訪広域連合一般会計の高齢者福祉分を負担しています。

## 子供の成長を見守るいろいろな事業

### 乳幼児等医療費特別給付金 1,600万円

(担当:保健福祉課医療費給付係)

原村に住所を有している満15歳に達する日以降最初の3月31日までのお子さんを対象に、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

### 児童手当 947万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

平成22年4月1日から子ども手当になるため平成21年度精算分のみでの支給です。3歳未満の児童手当等は一律月額1万円で、3歳到達後の翌月からは、第1子・第2子の手当月額は5千円となります。

#### 【支給額】

0歳児から3歳未満		3歳以上から満12歳	
第1子	10,000円(月額)	5,000円(月額)	
第2子	10,000円(月額)	5,000円(月額)	
第3子以降	10,000円(月額)	10,000円(月額)	

### 児童のことばの相談 43万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

未就学児童でことばの発達に不安や心配をお持ちのお子さんを対象に、ことばの相談を予約制で実施します。

#### 主な経費

相談員賃金	43万円
-------	------

### 要保護児童対策 4万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関連携のもとに要保護児童等の早期発見や適切な保護・支援を推進します。

#### 主な経費

要保護児童対策の推進	4万円
------------	-----

### 原村児童手当 16万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

原村に1年以上住所を有している義務教育就学中までのお子さんを4人以上養育している方に、申請により手当を支給します。

#### 【支給額】

年額20,000円 (前期10,000円 後期10,000円)

### 子育てフォローアップ事業 279万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

母等の育児不安や子育て、虐待等相談件数の増加に伴い幼児から18歳まで長く関われる子育て支援を推進します。家庭訪問はじめ、保育所、小学校、中学校との連携をはかり対応します。

#### 主な経費

相談員嘱託費	237万円
--------	-------

### 次世代育成支援行動計画の推進 6万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

次世代育成支援行動計画推進協議会により、地域や関係機関と連携を図りながら計画の策定、推進・検証をはかります。

#### 【計画の概要】

##### ・計画期間

平成17～21年度までが前期計画、平成22～26年度が後期計画。(H21年度中間見直し)

##### ・基本理念

“みんなで輪を持ち子育て・子育て応援の村 原村”

### 原村誕生会 14万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

原村に住所を有する生後5か月～10か月のお子さんを対象に、誕生会を開催します。

#### 主な経費

記念品	11万円
記念写真	3万円

### 新 子育て家庭優待パスポート事業 30万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

子育て家庭に対し、長野県内の企業、店舗、施設から各種優待サービスが受けられるパスポートを18歳未満の子どものいる家庭に配布します。

また、協賛企業の啓発につとめます。

印刷代	25万円
郵便代	5万円

### 新 子ども手当 1億2,775万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

平成22年4月1日からの新しい制度で中学校終了までの子ども1人当たり月額13,000円支給する制度です。次世代を担う子どもの成長を社会全体で応援しようという観点からです。

支給額	1万3千円(一人月額)
-----	-------------

### 子育てハンドブック事業 15万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

育児について受けられる全ての行政サービスを一冊の冊子にまとめ、0歳～15歳までの子どもを持つ家庭に配布します。

印刷、製本代	15万円
--------	------

## 健やかな保育のために

### 保育所の運営 9,048万円

(担当:保健福祉課保育所)

#### ◇一般保育 5,674万円

原村保育所では、「日本一元気な村の笑顔がはじける保育園」をキャッチフレーズに、家庭や地域社会と連携を図り、子ども一人ひとりの姿によりそった保育を通して、心身共に健康で豊かな感性をもつ子どもに成長することを目標に、保育をします。

今年度も、「瞳を輝かせて遊べる子」を願い豊かな自然の中で、自然体験を多く経験することで自然を愛し、生きる喜びを感じられる子どもに成長する事を願うと共に食べる意欲を育てるための食育活動や生活リズムの見直しをし、意欲的に遊び、家族や仲間と楽しく食事のできる子どもを目指して、家庭や地域社会と連携しながら皆さんと一緒に考え取り組みます。保育所の給食は、旬の食材やいろいろな種類の食品を使い、手作りでおいしく安全な給食を心がけています。22年度も毎月1冊の月刊本の読み聞かせを行います。さらに保育事業として、この月刊本を各家庭で購読してもらい、絵本を仲立ちとした親子の時間を深くそして強く育み、想像力と言葉の育成にもつなげたいと考えています。また、平成21年度に未満児棟を建築して今年度より未満児保育の充実を図ってゆきます。

#### 主な経費

保育材料費	200万円	備品購入費	220万円
賄材料費	1,636万円	嘱託職員報酬・臨時職員賃金など	2,078万円
施設保守管理費	137万円	通園補助	150万円

#### ◇子育て支援事業 3,374万円

子育て家庭の保育ニーズに対応するために、病児保育、早朝保育、延長保育、障害児保育、一時保育を実施するとともに、ふれあい保育を通じて地域のみなさんとの交流を促進しています。尚、病児保育について病児保育希望の方は、原村病児保育利用登録票兼同意書、与薬希望の方は、与薬依頼票の提出が必要になります。看護師が病気・怪我の初期手当て、他子ども達の健康管理等も致します。

また、未就学児童とその保護者の交流や情報交換の場として開設している子育てサロンへの支援を行っています。22年度も保護者の子育て力を高めるために、未就園児の保護者を対象に子育て塾を年6回行います。

#### 主な経費

臨時職員賃金	2,941万円	ふれあい保育事業	50万円
病児保育看護師賃金	368万円		
講師謝礼	7万円		



▲ 未満児棟で遊ぶ子ども達



▲ 朝 子ども達の視診をする看護師

## 母子家庭・父子家庭への福祉、罹災者の保護

### 母子家庭等医療費特別給付金 160万円

(担当:保健福祉課医療給付係)

原村に住所を有し、次に該当する人に対して、医療保険により病院や薬局などに支払った医療費の自己負担額を申請により支給します。

#### 【対象者】

- 配偶者のない女子で18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している人
- 上記の女子に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童
- 配偶者のない男子で18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童を扶養している人
- 上記の男子に扶養されている18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童
- 父母のいない18歳未満(高等学校等卒業まで)の児童
- 50歳以上65歳未満の人で、子がなく一人暮らしの寡婦

### 災害扶助費支給事業 21万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

火災により家屋を失った世帯に対して、災害扶助費を支給します。

#### 【内 容】

全焼の場合

1戸当たり5万円と世帯員一人当たり1万円の合計額

半焼の場合

全焼の場合のそれぞれ2分の1の額の合計額

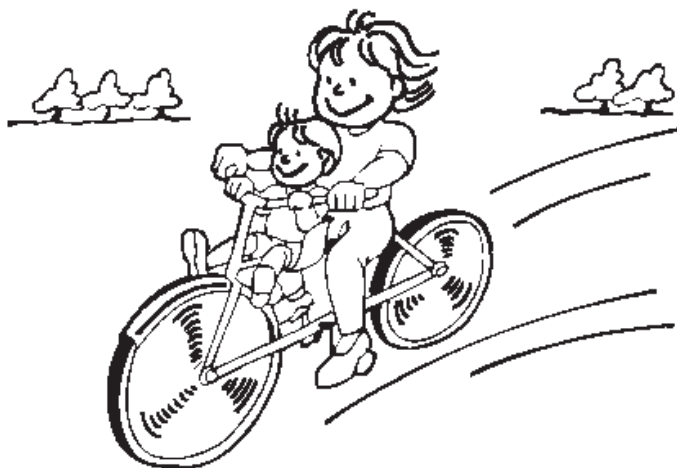
住宅以外の場合

1万円

### 母子家庭等児童激励金 95万円

(担当:保健福祉課社会福祉係)

母子家庭、父子家庭の18歳以下のお子さんを激励するために、一人年額1万円を支給します。





# 衛生費



## 病院・健康づくり活動

### 保健センター管理費 139万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

乳児健診等各種健診会場として使用しています。

#### 主な経費

光熱水費・プロパンガス代等	52万円
カーペットクリーニング等	16万円
修繕費	68万円
その他管理費	3万円

### 病院事業 5,921万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

諏訪中央病院関係の医業収益外の事業(建設費等)について、茅野市85%、原村11%、諏訪市4%、それぞれ負担しています。

諏訪中央病院組合	
病院事業	4,613万円
介護老人保健施設	349万円
看護専門学校	959万円

### 健康づくり事業 259万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

原村地域包括医療推進協議会を中心に、原村健康増進計画(健康はらむら21)に沿って、住民の健康管理体制及び医療体制を整備確立し、地域住民の総合的な健康づくりを積極的に進めています。

- ◇原村地域包括医療推進協議会 23万円  
原村地域包括医療推進協議会は、住民医療推進委員会、保健管理委員会、健康づくり委員会の専門委員会で構成されています。
- ◇原村保健衛生自治推進協議会補助金 180万円  
環境衛生部会、食生活改善部会、保健補導員部会、母子愛育部会等の事業推進のため村より保健衛生自治推進協議会に補助金を交付しています。
- ◇健康教室・教育 56万円
  - 1 特定保健指導  
平成20年度から特定健診・特定保健指導が始まりました。ヘルススクリーニング、医療機関健診の結果から生活習慣改善の必要度に応じて本人に適した保健指導をおこないます。

- 2 介護予防教室をもみの湯送迎バス利用者等を対象に転倒予防、認知症予防に関すること、食事指導、レクレーションなどをおこないます。
- 3 ヘルススクリーニングにあわせて、成人を対象に歯科衛生士による口腔内保健指導、ブラッシング等の指導をおこないます。
- 4 食生活改善部会、保健補導員部会、母子愛育部会の会員による研修会、会議等を行い、各地区において料理講習会、ウォーキング等の健康に関する事業をおこないます。
- 5 健康相談を毎月第4月曜日におこない、身体やこころの健康に心配のある方を対象に保健師、栄養士が相談に応じています。

#### 健康はらむら21

「健康はらむら21」とは、幸せで活力に満ちた健やかな生活が実現できるように策定された健康増進計画です。七つの分野を取り上げ、大目標を掲げています。

#### ・七つの分野と目標・

##### ○栄養・食生活

バランスのよい食事と規則正しい食事時間を持てるようにしましょう。

##### ○運動・休養

健康のための運動を理解して、実行しましょう。

##### ○こころの健康

こころにゆとりを持ち、原村住民のひとりとして生涯現役を目指しましょう。笑いのある家庭をつくりましょう。こころの病気を減らしましょう。

##### ○歯の健康

自分の歯に関心を持ち、生涯おいしく食べましょう。

##### ○アルコール

自分の体を大切に、節度ある飲酒を心がけましょう。

##### ○たばこ

たばこはやめましょう。吸わない・吸わせない。

##### ○生活習慣病

健診で自分の身体の状況を知り、病気を予防しましょう。地域ぐるみで健康について考えましょう。

## 心と体の健康のために



## 精神保健事業

145万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

## ◇精神保健相談会

17万円

悩みを抱えてお困りの方や家族の方を対象に精神保健福祉士による精神保健相談会を開催します。日程は有線でお知らせします。

その他、保健師による相談、訪問を随時行っていますので、お気軽にご相談ください。

## ◇諏訪地域精神障害者社会復帰施設運営事業

128万円

諏訪地域には3施設(茅野市ひまわり作業所、諏訪市あおぞら工房諏訪、岡谷市ひだまりの家)の精神障害者社会復帰施設があり、これらの施設の運営費を諏訪6市町村で負担しています。

## 健診事業

1,048万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

メタボリックシンドロームに着目した「特定健診」を行い、メタボリックシンドロームの該当者と予備軍を発見し、指導していきます。

健診の申込等については、区長、常会長、衛生係、保健補導員等を通じて行います。詳しい内容は、年間の健康づくりに関する日程を掲載した「原村総合カレンダー」をご覧ください。

## ◇各種健診事業

847万円

健診・介護予防スクリーニングに伴う	看護師、歯科衛生士等賃金	41万円
	検査機関・医療機関委託料	734万円
	その他健診に要する経費	72万円

## ◇人間ドック補助事業

191万円

ヘルススクリーニング・医療機関健診を受診しない20歳以上の方で人間ドックを受診した方に、人間ドック検診費用の一部を補助します。

## ◇特定健診料補助

10万円

会社等に勤めている方の家族(被扶養者)の特定健診の自己負担金を補助します。

～ 毎年、健診を受けましょう! ～

## 平成22年度の健診について

## ..平成20年度から健診が変わりました..

40歳以上75歳未満の方に対する「特定健診」「特定保健指導」の実施が医療保険者(市町村国保、健保組合等)に義務付けられました。

○ 40歳から74歳までの原村国民健康保険加入者、39歳以下の方、75歳以上の方は村が実施するヘルススクリーニング、医療機関健診をお受けください。

○ 40歳から74歳までの医療保険被保険者及び被扶養者の方は、お勤め先にお問い合わせください。

※ がん検診は今までどおりです。

※ 健診(検診)はすべて無料です。

健診・検診	検査内容	場 所	対象年齢
ヘルススクリーニング (集団基本健診)	基本健診 (血液・尿・血圧・心電図・ 眼底・問診・医師診察・ 歯科相談)	地域福祉セン ター	40歳～74歳までの原村国民健康保 険加入者の方。16歳以上39歳以下 の方、75歳以上の方。(ただし、医療機 関健診・人間ドック補助を受けない方)



## 心と体の健康のために

健診・検診	検査内容	場 所	対象年齢
医療機関健診 (個別基本健診)	基本健診 (血液・尿・血圧・心電図・ 問診・医師診察)	村内指定医療 機関	40 歳～74 歳までの原村国民健康保 険加入者の方。16 歳以上 39 歳以下 の方、75 歳以上の方。(ただし、ヘルス クリーニング・人間ドック補助を受け ない方)
胃検診	バリウムX線撮影	保健センター	おおむね 30 歳以上の方
大腸検診	便潜血検査		おおむね 30 歳以上の方
前立腺がん検診	血液検査		55 歳～74 歳の男性
子宮がん集団検診	子宮頸部(必要に応じ 子宮体部)検査	保健センター	医療機関検診を受けない 20 歳以上 の女性
子宮がん医療機関検診	子宮頸部(必要に応じ 子宮体部)検査	指定婦人科医 院	集団検診を受けない 20 歳以上の女 性
乳がん集団検診	視触診検査	保健センター	昭和 10 年以前に生まれた女性及び 昭和 46～55 年に生まれた女性
乳がん検診 (マンモグラフィ)	X線撮影	保健センター	昭和 11 年～45 年生まれの奇数年に 生まれた女性
骨密度測定	X線撮影		35 歳以上の女性(骨粗鬆症と診断さ れた方又は治療中の方を除く)
C型肝炎抗体検査	血液検査		今までに検査を受けていない方
胸部レントゲン撮影	X線撮影	各地区公民館 等	65 歳以上で医療機関・職場等で胸部 レントゲン撮影を受けていない方

※ 成人の健診に関する日程、健診種別、時間等詳しくは「総合カレンダー」をご覧ください。

## 予防接種事業

1,184万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

- ◇ 高齢者インフルエンザ予防接種 358万円  
予防接種法により、高齢者インフルエンザ予防接種を実施します。詳しくは、広報はらなどでお知らせします。
- ◇ お子さんの定期予防接種 532万円  
お子さんの各種予防接種の日程は「原村総合カレンダー」をご覧ください。
- ◇ **新** 小児季節性インフルエンザ予防接種費用補助 230万円  
1歳～12歳の小児季節性インフルエンザ予防接種費用の一部を補助します。
- ◇ **新** 肺炎球菌ワクチン接種費用補助 64万円  
75歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の一部を補助します。

## 赤ちゃんとお母さんの健康

## 妊婦・乳幼児健診事業 1,044万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

- ◇母子健康手帳交付 2万円  
妊娠の届出をした方に、母子健康手帳を交付します。同時に妊娠、出産に関する情報提供等を行います。
- ◇妊婦・乳児一般健康診査 848万円
  - △妊婦一般健康診査  
1人につき一般健康診査14回の無料受診票を発行します。長野県内の産婦人科で健診を受けることができます。また、助産所で健診を受けた場合、及び里帰り出産のため県外医療機関で健診を受けた場合は健診料を補助します。
  - △乳児一般健康診査  
1人につき1回無料受診票を発行します。3ヶ月から11ヶ月の間に県内の小児科で診査を受けることができます。
- ◇乳児健診 58万円  
「4・7・10ヶ月児」を対象に発育状況の確認と疾病等の早期発見及び生活指導のため、小児科医師による診察をおこないます。
- ◇1歳半健診 37万円  
母子保健法に基づく健康診査をおこないます。
- ◇3歳児健診 38万円  
母子保健法に基づく健康診査をおこないます。
- ◇先天性股関節脱臼検診 7万円  
先天性股関節脱臼の早期発見のため、整形外科医師の診察をおこないます。
- ◇2歳児歯科検診・2歳半歯科検診 24万円  
乳児期からの歯の健康を維持するため歯科医師による診察をおこないます。
- ◇不妊治療助成事業 30万円  
不妊治療を行っている方に対し医療費の一部を助成します。(年額10万円限度)

## 母子支援事業 62万円

(担当:保健福祉課健康づくり係)

- ◇母親学級 12万円  
妊娠・分娩・新生児に関する基本的な知識を学び、安心して出産できる準備教育をおこないます。
- ◇母乳学級 7万円  
生後1歳未満のお子さんを母乳で育児をされている方を対象に、助産師による授乳方法等母乳育児に関する相談を行います。
- ◇赤ちゃん訪問(新生児訪問事業) 7万円  
保健師とこども・家庭相談員が新生児宅を訪問し、発育や発達・育児等に関する相談に応じます。
- ◇育児相談 10万円  
就学前のお子さんとその保護者を対象に、毎月第2火曜日に子育てに関する相談や栄養相談を行います。
- ◇離乳食教室・むし歯予防教室 26万円
  - △離乳食教室  
離乳中期・後期のお子さんとその保護者を対象に、調理実習や離乳食に関する相談をおこないます。
  - △むし歯予防教室  
2歳児歯科検診受診後のお子さん及び未就園のお子さんとその保護者を対象に、歯科衛生士による歯科相談、染め出し、口腔内写真撮影をおこないます。
  - △3歳児のびのび教室  
3歳児健診受診後のお子さんとその保護者を対象に、子育ての悩みや疑問を話し合います。

※お子さんの健康等に関する日程、対象者、時間等詳しくは「原村総合カレンダー」をご覧ください。

## 夜間にお子さんが急な病気になったとき

＜ 諏訪地区小児夜間急病センター ＞ をご利用ください。

診 療：毎日  
診療時間：午後7時～午後9時（受付午後6時30分～午後9時）  
場 所：諏訪市四賀2299-1（平安堂諏訪店奥）  
電 話：54-4699

小児救急医療において小児科医師の不足と夜間の患者さんが各基幹病院（諏訪中央病院など）に集中するため、小児科医師の負担増大、及び二次救急に影響を及ぼしています。

そこで、小児の初期救急医療を一元化した「諏訪地区小児夜間急病センター」を開設しました。一次医療として軽度の疾病（けがを除く）を診療します。

住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

## 郷土の生活環境、墓地整備事業、公害・環境対策

## 環境保全事業 18万円

(担当:建設水道課環境係)

原村のすぐれた自然を永く後世に伝え、自然のもたらし限りない恩恵を永遠に享受できるよう自然環境の保全と生活環境の保全及び清浄な風俗環境の保全を図り、住民の健康で快適な生活を確保するため原村環境保全条例で必要な事項を定めています。

近年、原山地域への住宅などの建築が増加し、樹木の伐採等による自然環境の悪化が懸念されるため、規制の見直し等の検討を進めます。

また、環境の保全などに関する重要事項を調査審議するため、原村環境保全審議会を設置し、原村環境保全条例において審議会の意見を聞くこととされているもののほか、村長の諮問に応じて環境の保全などについて調査審議しています。

## 主な経費

原村環境保全審議会委員報酬など  
(年5回予定)

## 村営墓地の管理 62万円

(担当:村づくり戦略推進室企画係)

久保地尾根墓地(88区画)及び久保地尾根西墓地(155区画)の管理に要する費用です。

村営墓地の管理は、使用者のみなさまに管理費の一部をご負担いただき、村が行います。

## 主な経費

草刈等委託	9万円
久保地尾根墓地境界杭設置	26万円
物置設置	7万円
墓地使用料返還金	15万円

## 環境調査 34万円

(担当:建設水道課環境係)

河川、汐等16箇所の水質検査を行います。

## 主な経費

水質検査委託料	34万円
---------	------

## 飼い犬管理 13万円

(担当:建設水道課環境係)

村では、飼い犬の管理を行うために、飼い犬台帳作成、狂犬病予防注射管理などの業務を獣医師会に委託しています。

犬の所有者の方は、犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射(生後91日以上)の犬が法律で義務付けられています。登録が済んでいない方は必ず登録をしましょう。

## 主な経費

獣医師会委託料	11万円
その他事務費用	2万円

## 諏訪南行政事務組合負担金(火葬場)

444万円

(担当:建設水道課環境係)

茅野市、富士見町、原村、諏訪市の4市町村で構成する事務組合の議会と火葬場の運営費用となる負担金を支払います。

## 浄化槽整備関係補助金 1,168万円

(担当:建設水道課環境係)

浄化槽とは、トイレ汚水や台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理する設備です。村では、村内の水質汚濁を防止し、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、浄化槽の設置費用の一部を補助します。補助対象となるのは、公共下水道の処理区域外の専用住宅です。人槽別の補助金は下表のとおりです。

人槽区分	補助金額
5人槽	44.4万円
7人槽	48.6万円
10人槽	57.6万円

また、村では浄化槽からの排水を河川等に放流することは原則として認めておりません。宅内で処理していただくのが原則です。そこで、排水処理設備(トレンチ)の設置費用の一部を補助します。補助対象となるのは、公共下水道の処理区域外の専用住宅です。補助金は排水処理施設の設置に関係する経費の4分の1以内で最高限度額7万円です。

浄化槽設置補助金	1,021万円	21基
排水処理施設設置補助金	147万円	21基

## 資源物リサイクル 1,190万円

(担当:建設水道課環境係)

古紙、古布、ペットボトル、トレイ、天ぷら油、蛍光灯などの有害物、容器包装プラ、硬質プラの収集運搬経費と分別異物除去、圧縮減容梱包、一時保管などの中間処理に要する費用です。また、木材破砕機で剪定木をチップにし再利用します。村では、リサイクルルートが確保出来たものから資源回収をします。

## 主な経費

資源物収集運搬委託料	660万円
資源物選別保管処理委託料	410万円
廃棄物減量等推進審議委員報酬	37万円

## 可燃ごみ収集運搬 1億2,540万円

いままでは、南諏衛生施設組合で業者委託し実施していましたが、平成22年4月より村が業者委託し実施します。

## 廃棄物処理

### 諏訪南行政事務組合灰溶融事業特別会計負担金 965万円

(担当:建設水道課環境係)

灰溶融事業の中止による、国からの交付金の返還及び起債の繰上償還に対する負担金です。

### 諏訪南行政事務組合ごみ処理特別会計負担金 7,982万円

(担当:建設水道課環境係)

茅野市、富士見町、原村の3市町村で収集された燃やすごみは諏訪南行政事務組合の諏訪南清掃センターで焼却処理をしています。この施設の運営経費として負担金を支出しています。

### 南諏衛生施設組合負担金 9,649万円

(担当:建設水道課環境係)

富士見町と原村の燃やさないごみと粗大ごみは南諏衛生施設組合の粗大ごみ処理施設で選別と破碎が行われ、金属・ガラス及び木材は再資源化されます。

富士見町と原村のし尿と浄化槽汚泥は南諏衛生施設組合のし尿処理施設で処理され、南諏衛生施設組合の最終処分場へ焼却灰や不燃物とともに埋め立てられます。

これらの施設の運営費用と、粗大ゴミ収集運搬及び資源びんの回収処理費用として負担金を支出しています。

### 生ごみ減量化等推進事業 45万円

(担当:建設水道課環境係)

燃やすごみの約40%は家庭から出る生ごみです。村では、家庭で生ごみを自家処理するために生ごみ処理容器、生ごみ処理機を購入された方に補助金を交付します。生ごみ処理容器、生ごみ処理機の補助を受けたい方は申請が必要です。詳しくは建設水道課環境係(79-7933)まで。

品目	補助率	補助金上限額
生ごみ処理機	購入価格の2分の1以内	20,000円
生ごみ処理容器	購入価格の2分の1以内	なし

家庭からごみを出すとき、ごみをきちんと分別して出すのは当然のルールですが、さらにもう一歩進んで

- ①ごみになるものを家庭に持ち込まない
- ②使い捨てのものは出来るだけ購入・使用しない
- ③修理・修繕を行い出来るだけ長く使用する

ごみの減量化を推進するために、自分に出来るところから取り組んでみましょう。

### 不法投棄物対策

55万円

(担当:建設水道課環境係)

法律により、廃棄物を不法に投棄した人は5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられ、法人は最大1億円の罰金が科せられます。

また、社会通念上やむを得ないと認められている場合(どんど焼き、農作物の残骸の焼却など)を除き、屋外焼却をした人は3年以下の懲役、300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

本年度も、ごみの排出や分別の指導とあわせて、廃棄物の不法投棄や屋外での焼却などの巡回指導を行い、地域の環境保全を図ります。

#### 主な経費

不法投棄物の運搬と処理委託料 55万円

#### お知らせ

あなたの所有・管理している土地は大丈夫ですか。定期的に見に行き、不法投棄物があればすぐに処理しましょう。そのままにしておくとごみ捨て場になってしまいます。

不法投棄物の中に捨てた人が判別できるようなものが入っていたら警察へ連絡して調べてもらいましょう。

不法投棄物の処理は①投棄物の排出者、②土地の所有者・管理者の順番です。

